

内閣参質一八一第六八号

平成二十四年十一月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員浜田昌良君提出海外留学中の学生における学生納付特例制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出海外留学中の学生における学生納付特例制度に関する質問に対する答弁書

一、五及び六について

国民年金制度は、原則として、日本国内に住所を有する者（以下「国内居住者」という。）を対象とするものであることから、お尋ねの「海外留学中の学生」を含む日本国内に住所を有しない者（以下「非国内居住者」という。）については、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、任意加入被保険者として当該制度に加入することを可能としつつも、同条第十一項の規定により、法第八十九条等の規定による保険料免除や法第九十条の三の規定による学生等の保険料納付に関する特例の対象としていない。

また、当該制度が原則として対象とする国内居住者と、例外的に加入することを可能とするお尋ねの「海外留学中の学生」を含む非国内居住者とを、単に学生であることによる均衡のみをもって、同様に取扱うことは適当でないと考えている。

二について

お尋ねの人数については、把握していない。

三について

お尋ねの「学生が海外留学し、留学先において二十歳未満の時点で障害を負った」場合の障害基礎年金については、原則として、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師等の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において二十歳未満であつた者が、障害認定日（法第三十条第一項に規定する障害認定日をいう。以下同じ。）以後に二十歳に達したときは二十歳に達した日において、また、障害認定日が二十歳に達した日後であるときはその障害認定日において、その傷病により障害等級（同条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に該当する程度の障害の状態にあるときに、支給することとされている。ただし、日本国内に住所を有しないとき等は、支給を停止することとされている。

四について

お尋ねの「学生が海外留学し、留学先において二十歳以上の時点で障害を負った」場合の障害基礎年金については、原則として、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その初診日において被保険者である者が、障害認定日において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、支給すること

とされている。ただし、原則として、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の三分の二に満たないときは、支給されないこととされている。

